

令和 7 年度 介護サービス事業所等に係る集団指導

**福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売**

佐賀中部広域連合 給付課

目次

1. 介護保険法による定義	1
2. 指定居宅サービスの事業の一般原則	2
3. 基本方針	2
4. 人員に関する基準	3
5. 設備に関する基準	4
6. 運営に関する基準	4
7. 雑則	30
8. 福祉用具貸与費の算定及び取扱い	33
9. 福祉用具購入費の算定及び取扱い	38
10. 届出関係	39
11. 過去の指導・監査時の指摘事項	40
(資料)福祉用具貸与の種目	42
(資料)特定福祉用具の種目	43
(資料)令和6年度介護報酬改定Q&A集	44

1. 介護保険法による定義

・「福祉用具貸与」とは、居宅要介護者について福祉用具（心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。）のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。

【介護保険法第8条第12項】

・「介護予防福祉用具貸与」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。

【介護保険法第8条の2第10項】

・「特定福祉用具販売」とは、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。

【介護保険法第8条第13項】

・「特定介護予防福祉用具販売」とは、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。

【介護保険法第8条の2第11項】

【居宅要介護者とは】

居宅（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホーム、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム、その他の※厚生労働省令で定める施設における居室を含む。）において介護を受けるもの。

※厚生労働省令で定める施設における居室とは

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホーム、同法第20条の6に規定する軽費老人ホーム及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム

介護保険における福祉用具

○ 介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、居宅要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものを、保険給付の対象としている。

【厚生労働大臣告示において以下のものを対象種目として定めている】

対象種目	
【福祉用具貸与】＜原則＞ ・ 車いす（付属品含む） ・ 床ずれ防止用具 ・ 手すり ・ 歩行器（※2） ・ 認知症老人徘徊感知機器 ・ 移動用リフト（つり具の部分を除く） ・ 特殊寝台（付属品含む） ・ 体位変換器 ・ スロープ（※2） ・ 歩行補助つえ（※2） ・ 自動排泄処理装置	【特定福祉用具販売】＜例外＞ ・ 腰掛便座 ・ 排泄予測支援機器 ・ 簡易浴槽 ・ 自動排泄処理装置の交換可能部品 ・ 入浴補助用具（※1） ・ 移動用リフトのつり具の部分 （※1）入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴台、浴室内すのこ、浴槽内すのこ、入浴用介助ベルト

（※2 固定用スロープ、歩行器（歩行車は除く）、歩行補助つえ（松葉杖は除く）は、選択制の対象福祉用具となる。）

【給付制度の概要】

- ① **貸与の原則**：利用者の身体状況や要介護度の変化、福祉用具の機能の向上に応じて、適時・適切な福祉用具を利用者に提供できるよう、介護保険給付の対象となる福祉用具は貸与を原則としている。
- ② **販売種目**：貸与になじまない性質のもの（他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってものの形態・品質が変化し、再利用できないもの）と、選択制（③）の対象福祉用具のうち、利用者が販売を選択したものは福祉用具の購入費を保険給付の対象としている。
- ③ **選択制**：利用者負担の軽減、制度の持続可能性の確保と福祉用具の適時・適切な利用や安全を確保する観点から、一部の福祉用具について貸与と販売の選択制を導入している。
- ④ **現に要した費用**：福祉用具の貸与及び購入は、市場の価格競争を通じて適切な価格による給付が行われるよう、保険給付上の公定価格を定めず、現に要した費用の額により保険給付（原則9割、所得に応じて8割・7割支給）する仕組み。なお、貸与件数が月平均100件以上の商品については、貸与価格の上限設定（※）を実施しており、これを超えて貸与を行った場合は給付対象としない。また、販売は原則年間10万円を支給限度基準額としている。

※上限価格は当該商品の「全国平均貸与価格＋1標準偏差（1SD）」（正規分布の場合の上位約16％）に相当する。

2. 指定居宅サービスの事業の一般原則

第3条 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第一百八条の二第一項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用(※)し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

※厚生労働省が公表する、介護給付等に要する費用の額に関する地域別、年齢別又は要介護認定及び要支援認定別の状況その他の厚生労働省令で定める事項、被保険者の要介護認定及び要支援認定における調査に関する状況その他の厚生労働省令で定める事項、L I F E（科学的介護情報システム）の活用

【平11厚生省令第37号 第1章総則】

3. 基本方針

○ 福祉用具貸与 【居宅基準第193条】

指定居宅サービスに該当する福祉用具貸与の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

介護予防福祉用具貸与 【予防基準第265条】

指定介護予防サービスに該当する介護予防福祉用具貸与の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

○ 特定福祉用具販売 【居宅基準第207条】

指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

特定介護予防福祉用具販売 【予防基準第281条】

指定介護予防サービスに該当する**特定介護予防福祉用具販売**の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

4. 人員に関する基準

1 福祉用具専門相談員の員数

(1) 事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で2以上。

【居宅基準第194条・第208条及び予防基準第266条・第282条】

【常勤換算方法とは】

当該事業所の従業者の勤務延時間数を、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（週32時間を下回る場合は32時間を基本とする）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

● 令和3年度改正点

- ① 母性健康管理措置又は育児・介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、週30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とする。
- ② 母性健康管理措置又は育児・介護及び治療のための所定労働時間の短縮措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を週30時間として取り扱うことを可能とする。
- ③ 常勤による従業者の配置要件が設けられている場合、従業者が産前産後休暇、母性健康管理措置、育児・介護休業法に規定する休業を取得中の期間において、当該要件において求められる資質を有する複数の非常勤の従業者を常勤の従業者の員数に換算することにより、当該要件を満たすことが可能であることとする。

- (2) 当該指定福祉用具貸与事業者が、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売又は指定特定介護予防福祉用具販売に係る事業者の指定を併せて受ける場合であって、これらの指定に係る事業所と指定福祉用具貸与事業所が一体的に運営される場合
⇒ 常勤換算方法で2以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、これらの指定に係るすべての人員基準を満たしているものとみなすことができる。

【例】

同一の事業所において、指定福祉用具貸与、指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の4つの指定を併せて受けている場合であっても、これらの運営が一体的になされているのであれば、福祉用具専門相談員は常勤換算方法で2人でもって足りるものである。

2 福祉用具専門相談員の資格要件 【介護保険法施行令第4条第1項】

福祉用具専門相談員の資格要件は、下記のいずれかに該当する者。

保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士、都道府県知事が指定した福祉用具専門相談員指定講習事業者により行われる福祉用具専門相談員指定講習会修了者

3 管理者 【居宅基準第195条・第209条、予防基準第267条・第283条】

事業所ごとに専らその職務に従事する**常勤の者を1名**。

ただし、当該事業所の管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し、同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事することができる。

この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される訪問系サービスの事業所のサービス提供を行う従業者と兼務する場合（訪問系サービス事業所における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられる。

5. 設備に関する基準

【居宅基準第196条・第210条、予防基準第268条・第284条】

- 1 事業者は、福祉用具の保管及び消毒のために必要な設備及び器材並びに利用申込の受付、相談等の事業の運営を行うために必要な広さの区画を有する（プライバシーの保護に配慮しスペースを確保する）ほか、福祉用具貸与等の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、第203条第3項（P.21【27 - (3)】参照）の規定に基づき福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合にあっては、福祉用具の保管又は消毒のために必要な設備又は器材を有しないことができるものとする。
- 2 前項の設備及び器材の基準は、次のとおりとなっている。
 - (1) 福祉用具の保管のために必要な設備
 - イ 清潔であること。
 - ロ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていること。
 - (2) 福祉用具の消毒のために必要な器材

当該事業者が取り扱う福祉用具の種類及び材質等からみて適切な消毒効果を有するものであること。

6. 運営に関する基準

1 内容及び手続きの説明及び同意

【居宅基準第8条（第205条・第216条準用）、予防基準第49条の2（第276条・第289条準用）】

- (1) 事業者は、福祉用具貸与等の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族

に対し、運営規程の概要、福祉用具専門相談員の勤務の体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者に対し書面により同意を得なければならない。

(2) 文書は、わかりやすいものとする。

2 提供拒否の禁止

【居宅基準第9条（第205条・第216条準用）、予防基準第49条の3（第276条・第289条準用）】

事業者は、正当な理由なく福祉用具の貸与又は販売の提供を拒んではならない。

【正当な理由とは】

- ①事業所の現員では利用申込に応じきれない場合。
 - ②利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外であり対応が困難な場合。
 - ③適切な福祉用具を提供することが困難な場合である場合。
- 特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否してはならない。

3 サービス提供困難時の対応

【居宅基準第10条（第205条・第216条準用）、予防基準第49条の4（第276条・第289条準用）】

事業者は、当該事業所の現員、通常の事業の実施地域、取り扱う福祉用具の種目等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な福祉用具貸与等を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の福祉用具貸与等事業者等の紹介、その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

4 受給資格等の確認

【居宅基準第11条（第205条・第216条準用）、予防基準第49条の5（第276条・第289条準用）】

- (1) 事業者は、福祉用具貸与等の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめなければならない。
- (2) 事業者は、被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、福祉用具貸与等を提供するよう努めなければならない。

※新たに発行される介護保険負担割合証についても、発行時期に注意しておくこと。

5 要介護認定等の申請に係る援助

【居宅基準第12条（第205条・第216条準用）、予防基準第49条の6（第276条・第289条準用）】

- (1) 事業者は、福祉用具貸与等の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の効力が申請時に遡ることにより、福祉用具貸与等の利用に係る費用が保険給付の対象となり得ることを踏まえ、要介護認定等の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申請者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- (2) 事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行わなくてはならない。

6 心身の状況等の把握

【居宅基準第13条（第205条・第216条準用）、予防基準第49条の7（第276条・第289条準用）】

事業者は、福祉用具貸与等の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。また、要介護認定の更新及び変更、サービス内容の変更（貸与品目の変更、追加等）の場合には同様の処置を行う。

7 居宅介護支援事業者等との連携

【居宅基準第14条（第205条・第216条準用）、予防基準第49条の8（第276条・第289条準用）】

- （1）事業者は、福祉用具貸与等の提供に当たっては、居宅介護支援事業者、その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- （2）事業者は、福祉用具貸与等の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な相談又は助言を行うとともに、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」（平11年厚生省令第38号）第13条12項

平成27年度改正により、居宅介護支援（介護予防支援も同様）の運営に関する基準が見直され、居宅介護支援事業所と指定居宅サービス等の事業所の意識の共有を図る観点から、介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から個別サービス計画の提出を求めることとなっている。

（指定居宅介護支援の具体的取扱方針）

第13条

十二 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、訪問介護計画等指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

【居宅基準第15条（第205条準用）、予防基準第49条の9（第276条準用）】

事業者は、福祉用具貸与等の提供の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、福祉用具貸与等の提供を法定代理受領サービスとして受けることができる旨を説明すること、居宅介護支援事業者に関する情報を提供すること、その他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

【居宅基準第16条（第205条・第216条準用）、予防基準第49条の10（第276条・第289条準用）】

事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った福祉用具貸与等を提供しなければならない。

10 居宅サービス計画等の変更の援助

【居宅基準第17条（第205条・第216条準用）、予防基準第49条の11（第276条・第289条準用）】

事業者は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者への連絡、その他の必要な援助を行わなければならない。

11 身分を証する書類の携行

【居宅基準第18条（第205条・第216条準用）、予防基準第49条の12（第276条・第289条準用）】

事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

【身分を証する書類とは】

事業所の名称、従業者の氏名を記載するものとし、当該従業者の写真や職能の記載を行うことが望ましい。

12 サービスの提供の記録

【居宅基準第19条（第205条準用）、第211条、予防基準第49条の13（第276条準用）、第285条】

（１）事業者は、福祉用具貸与を提供した際には、当該福祉用具貸与の提供の開始日及び終了日並びに種目及び品名、当該福祉用具貸与について法第41条第6項（法第53条第4項）の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費（介護予防サービス費）の額、その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

（２）事業者は、福祉用具貸与等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付、その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

【提供した具体的なサービス内容等を記録するとは】

一式などの表示ではなく一つ一つ明確に明細を記載すること。

【その他適切な方法とは】

利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法をいう。

13 利用料等の受領・販売費用の額等の受領

【居宅基準第197条・第212条、予防基準第269条・第286条】

（１）事業者は、法定代理受領サービスに該当する福祉用具貸与を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）から当該事業者を支払われる居宅介護サービス費（介護予防サービス費）の額を控除して得た額の支払を受ける。

・福祉用具貸与事業者が

① 受領した自己のサービス提供に係る利用者負担（特定福祉用具の購入に要した費用）を金品その他の財産上の利益に替えて直接的または間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減している場合

② 自己以外の者が自己のサービス提供に係る（特定福祉用具の購入に係る）利用者負担を前提として、自己の利用者に対して金品その他の財産上の利益を供与している場合

⇒介護保険への請求は行えない。

【解釈通知第3の11の3（1）】

- (2) 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない福祉用具貸与を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定福祉用具貸与に係る居宅介護サービス費用基準額（介護予防サービス費用基準額）との間に、不合理な差額が生じないようにする。

【居宅基準第197条第2項】

利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも介護保険給付の対象となる指定福祉用具貸与のサービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

- イ 利用者に、当該事業が指定福祉用具貸与の事業とは別事業であり、当該サービスが介護保険給付の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。
- ロ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定福祉用具貸与事業所の運営規程とは別に定められていること。
- ハ 会計が指定福祉用具貸与の事業の会計と区分されていること。

指定福祉用具貸与は継続的な契約であるとともに利用者と対面する機会が少ないことから、指定福祉用具貸与事業者は、利用者から前払いにより数箇月分の利用料を徴収する場合には、要介護者等の要介護認定の有効期間を超える分について前払いにより利用料を徴収してはならない。

- (3) 事業者は、指定特定福祉用具販売を提供した際には、法第44条第3項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額の支払を受けるものとする。

【居宅基準第212条第1項】

- (4) 指定福祉用具貸与事業者は（1）及び（2）、指定特定福祉用具販売事業者は（3）の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

【居宅基準第197条第3項】 【居宅基準第212条第2項】

- 一 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売を行う場合の交通費
- 二 （特定）福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用

居宅基準第197条第3項は、指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与の提供に関し、

- イ 通常の事業の実施地域以外の地域において指定福祉用具貸与を行う場合の交通費
 - ロ 特定福祉用具の搬入又は福祉用具の搬出入に通常必要となる人数以上の従事者やクレーン車が必要になる場合等特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用
- については、（2）の利用料のほかに、利用者から支払を受けることができるものとし、介護保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

- (5) 指定福祉用具貸与事業者又は指定特定福祉用具販売事業者は、（4）の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者から書面により同意を得なければならない。

【居宅基準第197条第4項】 【居宅基準第212条第3項】

- (6) 指定福祉用具貸与事業者は、あらかじめ定めた期日までに利用者から利用料又はその一部の支払がなく、その後の請求にもかかわらず、正当な理由なく支払に応じない場合は、当該福祉用具貸与に係る福祉用具を回収すること等により、当該福祉用具貸与の提供を中止することができる。

【居宅基準第197条第5項】

(6) は、利用者がその負担すべき利用料を支払わずに、福祉用具を使用し続ける事態を防止するため、そのような場合には指定福祉用具貸与事業者が福祉用具を回収すること等により、当該指定福祉用具貸与の提供を中止できる旨を定めたものである。

1 4 保険給付の請求のための証明書の交付

【居宅基準第21条（第205条準用）、予防基準第50条の2（第276条準用）】

指定福祉用具貸与事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定福祉用具貸与に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額、その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

1 5 保険給付の申請に必要となる書類等の交付 【居宅基準第213条、予防基準第287条】

指定特定福祉用具販売事業者は、特定福祉用具販売に係る販売費用の額の支払を受けた場合は、次に掲げる事項を記載した書面を利用者に対して交付しなければならない。

- ① 当該指定特定福祉用具販売事業所の名称
- ② 販売した特定福祉用具の種目及び品目の名称及び販売費用の額その他保険給付の申請のために必要と認められる事項を記載した証明書
- ③ 領収書
- ④ 当該特定福祉用具のパンフレットその他の当該特定福祉用具の概要

1 6 福祉用具貸与等の基本取扱方針

【居宅基準第198条、居宅基準第198条（第216条準用）、予防基準第277条、第290条】

- (1) 福祉用具貸与（特定福祉用具販売）は、利用者の要介護状態等の軽減又は悪化の防止並びに利用者を介護する者の負担の軽減に資するよう（利用者の介護予防に資するよう）、その目標を設定し、計画的に行わなければならない。
- (2) 指定福祉用具貸与（特定福祉用具販売）事業者は、常に、清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具を貸与（特定福祉用具を販売）しなければならない。
- (3) 事業者は、自らその提供する（指定介護予防）福祉用具貸与（特定福祉用具販売）の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- (4) 介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- (5) 介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

◎指定介護予防福祉用具貸与の基本取扱方針

予防基準第 277 条、第 290 条にいう指定介護予防福祉用具貸与（指定特定介護予防福祉用具販売）の基本取扱方針について、特に留意すべきところは、次のとおりである。

- ① 指定介護予防福祉用具貸与（指定特定介護予防福祉用具販売）の提供に当たっては、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。
- ② サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

【予防解釈通知第 4 の 3 の 1 1, 1 2 (1)】

1 7 福祉用具貸与・特定福祉用具販売の具体的取扱方針

【居宅基準第199条、第214条、予防基準第278条・第291条】

- (1) 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、次条第 1 項に規定する福祉用具貸与計画又は福祉用具販売計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格（福祉用具貸与のみ）等に関する情報を提供し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行い、個別の福祉用具の貸与又は販売に係る同意を書面により得るものとする。

【居宅基準第199条第1号、第214条第1号】

居宅基準第 199 条は、指定福祉用具貸与に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。なお、同条第 4 号の福祉用具の修理については、専門的な技術を有する者に行わせても差し支えないが、この場合にあっても、**専門相談員が責任をもって修理後の点検**を行うものとする。

【解釈通知第 3 の 1 1 の 3 (3) ①】

居宅基準第 214 条は、指定特定福祉用具販売に係る福祉用具専門相談員の業務の方針、手続を明確にしたものであり、福祉用具専門相談員は原則としてこれらの手続を自ら行う必要がある。

【解釈通知第 3 の 1 2 の 3 (3) ①】

- (2) **対象福祉用具に係る福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第8条第24項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うものとする。**

同条第2号の対象福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同号の規定に基づき、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供しなければならない。

また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等の担当者等から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勧案するものとする。

なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取するものとするが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

【解釈通知第3の12の3（3）②】

- （3）福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、定期的点検を行う。

- （4）福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行うとともに、当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

【居宅基準第199条第3号、第214条第3号】

同条第4号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具については、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明するものとする。また、自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該福祉用具の製造事業者、指定福祉用具貸与事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。

【解釈通知第3の11の3（3）③】

同条第4号は、指定特定福祉用具販売の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導について規定したものであるが、特に、腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品等の使用に際し衛生面から注意が必要な福祉用具については、衛生管理の必要性等利用に際しての注意事項を十分説明するものとする。なお、同号の「福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書」は、当該特定福祉用具の製造事業者、指定特定福祉用具販売事業者等の作成した取扱説明書をいうものである。

【解釈通知第3の12の3（3）③】

- (5) 福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行う。

【居宅基準第199条第4号】

同条第5号は、指定福祉用具貸与の提供に当たっての随時の使用方法の確認及び指導・修理について規定したものであるが、特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施すること。

【解釈通知第3の11の3(3)④】



修理は、専門的な技術を有する者(他の業者等)に行わせても差し支えないが、その場合も福祉用具専門相談員が責任をもって修理後の点検を行うこと。

- (6) 福祉用具貸与又は特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (7) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

同条第6号及び第7号は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

なお、居宅基準第204条の2第2項の規定に基づき、当該記録は、2年間保存しなければならない。

【解釈通知第3の11の3(3)⑤】

- (8) 居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合には、当該計画に福祉用具貸与が必要な理由が記載されるとともに、当該利用者に係る介護支援専門員により、必要に応じて随時その必要性が検討された上で、継続が必要な場合にはその理由が居宅サービス計画に記載されるように必要な措置を講じるものとする。

【居宅基準第199条第5号】

同条第8号は、居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置づけられる場合、主治の医師等からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行うことが必要である。

また、必要に応じて随時、介護支援専門員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員は、サービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

【解釈通知第3の11の3(3)⑥】

- (9) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

【居宅基準第199条第6号】

平成30年度介護報酬改定に関するQ & A vol.1より

問130: 機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合は、一つの商品の提示で良いか。

(答) 例えば、他に流通している商品が確認できない場合、福祉用具本体の選択により適合する付属品が定まる場合は、差し支えない。

- (10) 居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じるものとする。

【居宅基準第214条第4号】

同条第8号は、居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置づけられる場合、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

【解釈通知第3の12の3(3)④】

対象福祉用具に係るサービスを提供した福祉用具専門相談員は利用者等に対し、福祉用具の不具合時の連絡等使用に当たっての要請が行えるよう連絡先を情報提供するものとする。

【解釈通知第3の12の3(3)⑤】

18 福祉用具貸与計画又は特定福祉用具販売計画の作成

【居宅基準第199条の2・第214条の2、予防基準第278条の2・第292条】

- (1) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望、環境等を踏まえ、福祉用具貸与

又は特定福祉用具販売の目標、目標達成のための具体的サービス内容、**福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行う時期**を記載した**福祉用具貸与計画又は特定福祉用具販売計画**を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第214条の2第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体的のものとして作成。指定福祉用具貸与の利用があるときは、第214条の2第1項（第199条の2第1項）に規定する福祉用具貸与計画と一体的のものとして作成されなければならない。【居宅基準第199条の2第1項】 【居宅基準第214条の2第1項】

- (2) **福祉用具貸与計画又は特定福祉用具販売計画**は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容にそって作成しなければならない。
- (3) 福祉用具専門相談員は、**福祉用具貸与計画又は特定福祉用具販売計画**の作成にあたっては、その内容を利用者や家族に説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (4) 福祉用具専門相談員は、**福祉用具貸与計画又は特定福祉用具販売計画**を作成した際には、当該福祉用具貸与計画又は当該特定福祉用具販売計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
- (5) **福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。**
ただし、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から六月以内に少なくとも一回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。
- (6) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。
- (7) 福祉用具専門相談員は、**モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて計画の変更を行うものとする。**
- (8) 第1項から第4項までの規定は前項に規定する**福祉用具貸与計画の変更について準用する。**
- (9) 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、**福祉用具販売計画の作成後、当該福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。**

福祉用具貸与計画の作成

イ 居宅基準第199条の2第1項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、福祉用具貸与計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。

ロ 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、**当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行う時期等**を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。

なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。

ハ 福祉用具貸与計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないこととしたものである。

なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。

ニ 福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない、また、当該福祉用具貸与計画を利用者に交付しなければならない。

なお、福祉用具貸与計画は、居宅基準第204条の2第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

ホ 同条第5項から第7項までは、福祉用具専門相談員に対して、福祉用具貸与計画に記載した時期にモニタリングを行うとともに、その際、居宅サービスの提供状況等について記録し、その記録を居宅介護支援事業者に報告することを義務づけるものである。当該報告は、居宅介護支援事業者において、福祉用具貸与が居宅介護サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該福祉用具貸与計画策定時からの利用者の身体状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうかなどを確認するために行うものである。福祉用具専門相談員は、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められるなどの場合においては、当該居宅介護支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うこと。

また、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、福祉用具の利用の必要性を確認するとともに、必要に応じて、利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行う。当該検討に当たっては、リハビリテーション会議又はサービス担当者会議といった多職種が協議する場を活用するほか、関係者への聴取による方法も考えられる。なお、やむを得ない事情により利用開始時から6月以内にモニタリングを実施できなかった場合については、実施が可能となった時点において、可能な限り速やかにモニタリングを実施するものとする。

【解釈通知第3の11の3（3）⑧】

特定福祉用具販売計画の作成

イ 居宅基準第214条の2第1項は、福祉用具専門相談員が利用者ごとに、特定福祉用具販売計画を作成しなければならないこととしたものである。なお、指定福祉用具貸与の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。

ロ 福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。

なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計画を立案すること。また、特定福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。

ハ 特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならない。また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

なお、特定福祉用具販売計画は、居宅基準第215条第2項の規定に基づき、2年間保存しなければならない。

ニ 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該計画の作成後、少なくとも1回、当該計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。なお、目標の達成状況の確認方法は、訪問に限らず、本人や関係者へのテレビ電話装置等の活用による聴取等も含まれるものとし、テレビ電話装置等の活用に際しては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」を遵守するものとする。

ホ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定特定福祉用具販売事業所は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から特定福祉用具販売計画の提供の求めがあった際には、当該特定福祉用具販売計画を提供することに協力するよう努めるものとする。

【解釈通知第3の12の3（4）⑥】

19 介護予防福祉用具貸与計画又は特定介護予防福祉用具販売計画の作成

【予防基準第278条の2・第292条】

- (1) 福祉用具専門相談員は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、指定介護予防福祉用具貸与又は指定特定介護予防福祉用具の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間、**介護予防福祉用具貸与計画の実施状況把握（以下「モニタリング」という。）を行う時期**等を記載した介護予防福祉用具貸与計画又は指定特定介護予防福祉用具計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定介護予防福祉用具販売の利用があるときは、特定介護予防福祉用具販売計画と、介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成しなければならない。

- (2) 介護予防福祉用具貸与計画又は特定介護予防福祉用具販売計画は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (3) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画又は特定介護予防福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (4) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画又は特定介護予防福祉用具販売計画を作成した際には、当該介護予防福祉用具貸与計画又は特定介護予防福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。
- (5) 福祉用具専門相談員は、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から、必要に応じ、**モニタリング**を行うものとする。ただし、対象福祉用具に係る介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。
- (6) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業者に報告しなければならない。
- (7) 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。

(5)～(7)は、福祉用具専門相談員に対して、介護予防福祉用具貸与計画に記載した時期にモニタリングを行うとともに、その際、介護予防サービスの提供状況等について記録し、その記録を指定介護予防支援事業者に報告することを義務づけるものである。当該報告は、介護予防支援事業者において、介護予防福祉用具貸与が介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該介護予防福祉用具貸与計画策定時からの利用者の身体の状態等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうかなどを確認するために行うものである。福祉用具専門相談員は、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められるなどの場合においては、当該担当する介護予防支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該介護予防福祉用具貸与計画の変更を行うこと。

また、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、福祉用具の利用の必要性を確認するとともに、必要に応じて、利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行う。当該検討に当たっては、リハビリテーション会議又はサービス担当者会議といった多職種が協議する場を活用するほか、関係者への聴取による方法も考えられる。なお、やむを得ない事情により利用開始時から6月以内にモニタリングを実施できなかった場合については、実施が可能となった時点において、可能な限り速やかにモニタリングを実施するものとする。

【予防解釈通知第4の3の11(3)④】

- (8) 第一項から第四項までの規定は、前項に規定する介護予防福祉用具貸与計画の変更について準用する。

※福祉用具サービス計画の作成について、一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会から「福祉用具サービス計画作成のガイドライン」が出されているので、参考にすること。

一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会のHP

(http://www.zfssk.com/sp/1302_chosa/abc.html)

- (9) 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

20 利用者に関する市町村への通知

【居宅基準第26条（第205条・第216条準用）、予防基準第50条の3（第276条・第289条準用）】

事業者は、福祉用具貸与等を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して、その旨を市町村（保険者）に通知しなければならない。

ア 正当な理由なしに福祉用具貸与等の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき。

イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

21 管理者の責務

【居宅基準第52条（第205条・第216条準用）、予防基準第52条（第276条・第289条準用）】

- (1) 事業所の管理者は、福祉用具貸与等事業所の従業員の管理及び福祉用具貸与等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うものとする。

- (2) 事業所の管理者は、従業員に対し、平成11年3月31日厚生省令第37号の「第13章第4節 運営に関する基準」の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

22 運営規程

【居宅基準第200条（第216条準用）、予防基準第270条（第289条準用）】

事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業員の職種、員数及び職務内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

・ 指定福祉用具貸与の提供方法とは、福祉用具の選定の援助、納品および使用方法の指導の方法等を指すものいう。

・ その他の費用の額としては、基準第197条第3項により徴収が認められている費用の額並びに必要に応じてその他のサービスに係る費用の額に規定するものであるが、個々の福祉用具の利用料については、その額の設定方式（利用期間に暦月による1月に満たない端数がある場合の算定方法等）及び目録に記載されている旨を記載すれば足りるものとし、運営規程には必ずしも額自体の記載を要しないものであること。

【解釈通知第3の11の3（4）】

⑤ 通常の事業の実施地域

- ・客観的にその区域が特定されるものとする。なお、通常の事業の実施地域は、利用申込に係る調整等の観点からの目安であり、当該地域を越えてサービスが行われることを妨げるものではない。

【解釈通知第3の1の3（17）③】

⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項

- ・虐待の防止に係る組織内の体制（責任者の選定、従業員への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

【解釈通知第3の1の3（19）⑤】

⑦ その他運営に関する重要事項

- ・標準作業書に記載された福祉用具の消毒方法について規定すること。

【解釈通知第3の1の3（4）②】

※ 複数の福祉用具を貸与する場合の価格

- ・福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、予め減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とする。
- ・「総額のみによる減額利用料を設定することなく、個々の福祉用具に減額利用料を設定すること」

【例】 × 特殊寝台と特殊寝台附属品を貸与時合計額から100円減額

○ 特殊寝台から50円減額、特殊寝台附属品から50円減額

注意事項： 運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載する必要があるため、運営規程の変更届の提出が必要となる。

2.3 勤務体制の確保等

【居宅基準第101条（第205条・第216条準用）】

- （1）事業者は、利用者に対し適切な福祉用具貸与等を提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めなければならない。

- ・事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること

【解釈通知第3の6の3（5）】

- （2）事業者は、事業所ごとに、当該事業所の従業員によって福祉用具貸与等を提供しなければならない。ただし、利用者のサービス利用に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- イ 指定福祉用具貸与事業所ごとに、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を勤務表上明確にすること。

- ロ 福祉用具の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等については、当該指定福祉用具貸与事業所の従業員たる福祉用具専門相談員が行わなければならないが、福祉用具の運搬、回収、修理、保管、消毒等の利用者のサービスの利用に直接影響を及ぼさない業務については、福祉用具専門相談員以外の者又は第三者に行わせることが認められるものとしたものであること。なお、保管又は消毒を第三者に委託等する場合は、居宅基準第203条第3項の規定に留意すること。

【解釈通知第3の6の3（5）②】

- （3）事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的

な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより福祉用具専門相談員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

2.4 業務継続計画の策定等

【居宅基準第30条の2（第205条・第216条準用）、予防基準第53条の2の2（第276条・第289条準用）】

- (1) 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する福祉用具貸与等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- (2) 事業者は、福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- (3) 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

① 事業者は、感染症や災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して指定福祉用具貸与等の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、従業員に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、居宅基準第30条の2に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業員が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業員が参加できるようにすることが望ましい。

② 業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によって異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。さらに、感染症に係る業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止のための指針については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えない。

イ 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

ロ 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設及び地域との連携

③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えない。

- ④ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年１回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

【解釈通知第３の２の３（７）】

２５ 適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等

【居宅基準第201条（第216条準用）、予防基準第271条（第289条準用）】

- （１）事業者は、福祉用具専門相談員の資質の向上のために、福祉用具に関する適切な研修の機会を確保しなければならない。

福祉用具の種類が多様であり、かつ常に新しい機能を有するものが開発されとともに、利用者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、事業者は、福祉用具専門相談員に、福祉用具の構造、使用方法等について継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならない。

【解釈通知第３の１１の３（６）①】

- （２）福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の習得、維持及び向上に努めなければならない。

利用者の心身の状況を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。

【解釈通知第３の１１の３（６）②】

２６ 福祉用具（特定福祉用具）の取扱種目

【居宅基準第202条（第216条準用）、予防基準第272条（第289条準用）】

事業者は、利用者の身体の状態の多様性、変化等に対応することができるよう、できる限り多くの種類の福祉用具（特定福祉用具）を取り扱うようにしなければならない。

２７ 衛生管理等【（介護予防）福祉用具貸与】

【居宅基準第203条、予防基準第273条】

- （１）事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- ① 福祉用具の種類ごとに、消毒の具体的方法及び消毒器材の保守点検の方法を記載した標準作業書を作成し、これに従い熱湯による消毒、消毒液を用いた清拭等、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により消毒を行うものとする。

なお、自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意すること。

【解釈通知第3の11の3(7)①】

(2) 事業者は、回収した福祉用具を、その種類、材質等からみて適切な消毒効果を有する方法により速やかに消毒するとともに、既に消毒が行われた福祉用具と消毒が行われていない福祉用具とを区分して保管しなければならない。

(3) 事業者は、前項の規定にかかわらず、福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合において、当該委託等の契約の内容において保管又は消毒が適切な方法により行われることを担保しなければならない。

② 第3項の規定により、福祉用具の保管又は消毒の業務の全部又は一部を他の事業者（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所及び指定福祉用具貸与事業者に福祉用具を貸与する事業者を含む。以下「受託者等」という。）に行わせる指定福祉用具貸与事業者（以下この項において「指定事業者」という。）は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約（当該指定福祉用具貸与事業者が運営する他の事業所に当該保管又は消毒の業務を行わせる場合にあっては、業務規程等）において次に掲げる事項を文書により取り決めなければならない。

イ 当該委託等の範囲

ロ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件

ハ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という）が居宅基準第13章第4節の運営基準に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨

ニ 指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨

ホ 指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨

ヘ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在

ト その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

③ 指定事業者は②のハ及びホの確認の結果の記録を作成しなければならない。

④ 指定事業者が行う②のニの指示は、文書により行われなければならない。

⑤ 指定福祉用具貸与事業者は、居宅基準第204条の2第2項の規定に基づき、②のハ及びホの確認の結果の記録を2年間保存しなければならない。

【解釈通知第3の11の3(7)②】

(4) 事業者は、(3)により福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあっては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

(5) 事業者は、事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(6) 事業者は、当該事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ③ 事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

・感染症が発生し、又はまん延しないように講ずべき措置については、具体的には次のイからハまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

イ 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会

当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

ロ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアにかかる感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

ハ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

福祉用具専門相談員に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ま

しい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

【解釈通知第3の11の3（8）②】

28 衛生管理等【特定（介護予防）福祉用具販売】

【居宅基準第31条（第216条準用）】

（1）指定特定福祉用具販売事業者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

（2）指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門員の清潔の保持及び健康状態の管理並びに指定特定福祉用具販売事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるべきことを規定したものである。特に、指定特定福祉用具販売事業者は、福祉用具専門相談員が感染源となることを予防し、また福祉用具専門相談員を感染の危険から守るため、使い捨ての手袋等感染を予防するための備品等を備えるなど対策を講じる必要がある。

【解釈通知第3の1の3（23）】

※その他、感染症の予防及びまん延の防止のための措置については、貸与と同様。

29 掲示及び目録の備え付け

【居宅基準第204条、予防基準第274条】※販売も共通事項

- （1）事業者は、事業所の見えやすい場所に、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
- （2）事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。
- （3）事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。
- （4）事業者は、利用者の福祉用具の選択に資するため、事業所に、その取り扱う福祉用具の品名及び品名ごとの利用料その他の必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

30 秘密保持等

【居宅基準第33条（第205条・第216条準用）、予防基準第53条の5（第276条・第289条準用）】

- （1）事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘

密を漏らしてはならない。

(2) 事業者は、当該事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(3) 事業者は、サービス担当会議等において、**利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。**

3 1 広告 【居宅基準第34条（第205条・第216条準用）、予防基準第53条の6（第276条・第289条準用）】

事業者は、事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

3 2 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止

【居宅基準第35条（第205条・第216条準用）、予防基準第53条の7（第276条・第289条準用）】

事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

3 3 苦情処理 【居宅基準第36条（第205条・第216条準用）、予防基準第53条の8（第276条・第289条準用）】

(1) 事業者は、提供した福祉用具貸与等に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等である。

また苦情相談窓口には保険者、国保連の窓口も記載すること。

【解釈通知第3の1の3（28）】

(2) 事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者は組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。また、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。なお、苦情の内容等の記録は、2年間保存しなければならない。

【解釈通知第3の1の3（28）】

(3) 事業者は、提供した福祉用具貸与等に関し、法第23条の規定により市町村（保険者）が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村（保険者）の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村（保険者）が行う調査に協力するとともに、市町村（保険者）から指導又は助言をうけた場合においては、

当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

- (4) 事業者は、市町村（保険者）からの求めがあった場合には、(3)の改善の内容を市町村（保険者）に報告しなければならない。
- (5) 事業者は、提供した福祉用具貸与等に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- (6) 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、(5)の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

3.4 地域との連携等

【居宅基準第36条の2（第205条・第216条準用）、予防基準第53条の9（第276条・第289条準用）】

- (1) 事業者は、その事業の運営にあたっては、提供した指定福祉用具貸与等に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

【解釈通知第3の1の3（29）①】

- (2) 事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定福祉用具貸与等を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定福祉用具貸与等の提供を行うよう努めなければならない。

高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定福祉用具貸与等事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者に指定訪問介護を提供する場合、当該高齢者向け集合住宅等に居住する要介護者のみを対象としたサービス提供が行われないう、第9条の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行うよう努めなければならないことを定めたものである。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて、都道府県が条例等を定める場合や、市町村等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設けることは差し支えないものである。この際、自立支援や重度化防止等につながるようなサービス提供がなされているか等、サービスの質が担保されているかが重要であることに留意すること。

【解釈通知第3の1の3（29）②】

3.5 事故発生時の対応

【居宅基準第37条（第205条・第216条準用）、予防基準第53条の10（第276条・第289条準用）】

- (1) 事業者は、利用者に対する福祉用具貸与等の提供により事故が発生した場合は、市町村（保険者）、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

利用者が安心して指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売の提供を受けられるよう、事故発生時の速やかな対応を規定したものである。事業者は、利用者に対する指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に対して連絡を行う等の必要な措置を講じるべきこととしたものである。【解釈通知第3の1の3(30)】

(2) 事業者は、(1)の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

居宅基準第204条の2第2項又は第215条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、2年間保存しなければならない。

【解釈通知第3の1の3(30)】

(3) 事業者は、利用者に対する福祉用具貸与等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。

【解釈通知第3の1の3(30)②】

※このほか、以下の点に留意すること

①利用者に対する指定福祉用具貸与（指定特定福祉用具販売）の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ事業者が定めておくことが望ましいこと。

③事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

【解釈通知第3の1の3(30)】

36 虐待の防止

【居宅基準第37条の2（第205条・第216条準用）、予防基準第53条の10の2（第276条・第289条準用）】

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- ① 当該事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- ② 当該事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 当該事業所において、福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

居宅基準第37条の2は、虐待の防止に関する事項について規定したものである。虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、事業者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、

次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

・虐待の未然防止

事業者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

・虐待等の早期発見

事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）がとられていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

・虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、事業者は当該通報の手续が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的を開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 虐待の防止のための指針

事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項

ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

【解釈通知第3の1の3（31）】

37 会計の区分

【居宅基準第38条（第205条・第216条準用）、予防基準第53条の11（第276条・第289条準用）】

事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、福祉用具貸与等の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

38 記録の整備

【居宅基準第204条の2、第215条、予防基準第275条、第288条】

（1）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

（2）事業者は、利用者に対する福祉用具貸与等の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならない。

① 福祉用具貸与計画、福祉用具販売計画

② 12 サービスの提供の記録(2)に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得な

い理由の記録

- ④ 27 衛生管理等(4)の規定による結果等の記録
- ⑤ 20 利用者に関する市町村への通知の利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ⑥ 33 苦情処理(2)の苦情の内容等の記録
- ⑦ 35 事故発生時の対応(2)の事故の状況及び事故に際して採った処理の記録

居宅基準第 204 条の 2 第 2 項の「その完結の日」とは、同項第 1 号、第 2 号及び第 5 号から第 7 号までの記録については、個々の利用者につき、契約の終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立を含む。）により一連のサービス提供が終了した日、同項第 3 号の記録については、居宅基準第 203 条第 4 項に規定する福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合の当該事業者の業務の実施状況について確認した日を指すものとする。

【解釈通知第 3 の 11 の 3（9）】

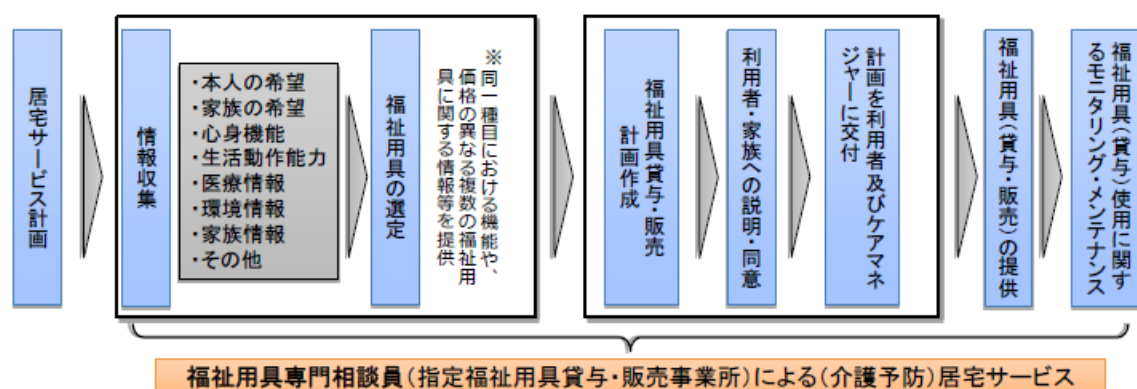
7. 雑則

電磁的記録等

- (1) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。
- (2) 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法によることができる。

【平11厚生省令第37号 第15章雑則】

福祉用具貸与・特定福祉用具販売の流れ



- ・要介護者等の自立の促進及び介助者の負担の軽減を図り、利用者の状態に応じた福祉用具の適切な選定等を行うため、福祉用具専門相談員は、利用者ごとに福祉用具貸与・販売計画を作成する。
 - ・提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検、利用者の身体状況等に応じた福祉用具の調整、使用方法や留意事項等の説明、指導を行う。
 - ・また、福祉用具貸与が計画に基づき適切に提供・使用されるよう福祉用具の使用状況の確認、使用方法の指導・修理等（福祉用具使用に関するモニタリングやメンテナンス）を貸与後も実施する。
- ※ 特定福祉用具販売については、福祉用具使用に関するモニタリング・メンテナンスの義務付けはない。

【福祉用具貸与・販売計画に記載すべき事項】

利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、以下の事項を記載。

- ・利用目標
- ・福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、
- ・その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）

※ 福祉用具貸与の場合、福祉用具専門相談員は、計画の作成後、計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて計画の変更を行う。

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制のプロセス

選定提案する福祉用具に、選択制の対象種目等が含まれる。

- ① ケアマネジャー（不在の場合は福祉用具専門相談員※1）から利用者等に対し選択制の制度趣旨について説明を行う。

※1：ケアマネジャー不在の場合、福祉用具専門相談員が、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応

- ② サービス担当者会議（※2）の準備
・医師等の所見（※3）の用意、各担当者への連絡、情報収集等を行う。
・ケアプランの原案を作成する。

※2：退院、退所時カンファレンス等、多職種協議の場であれば可。また、書類による照会でも可能

- ③ サービス担当者会議（※2）の開催
・医師等の所見等（※3）を踏まえ、利用者等及び各サービス担当者間で協議を行い、今後の方針を提案する。
（提案例：長期利用が見込まれるため販売とする、利用期間がこの段階では判断できないため貸与とする等）

※3：医師や専門職からの医学的所見は、様式や手段は不問。また、その取得に当たっては、介護支援専門員等と連携するなどの方法により聴取することを想定しているが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

- ④ 協議内容と提案をふまえ、利用者等が、貸与または販売のいずれかを選択する。

- ⑤ 福祉用具貸与として利用開始
・ケアプラン及び福祉用具サービス計画等に貸与を選択した理由、他、モニタリング時期（※4）を記載し、利用者ケアマネジャーに交付する。

※4：利用開始時から6ヶ月以内に少なくとも1回行う。

- ⑦ 特定福祉用具販売として利用開始
・福祉用具サービス計画に記載し交付する。
・販売時、利用者に対し商品不具合時の連絡先を情報提供する。※6
・目標達成状況を確認する。※7

※6：連絡先を情報提供

※7：確認手段等は訪問に限らず、テレビ電話等でも可

- ⑥ 記載した時期にモニタリングを実施
・利用者の身体状況等の変化の状況、選択制対象用具の利用状況、貸与・販売に対する意向等を記録しケアマネジャーに報告する。※5

※5：モニタリングシートはケアマネジャーに交付

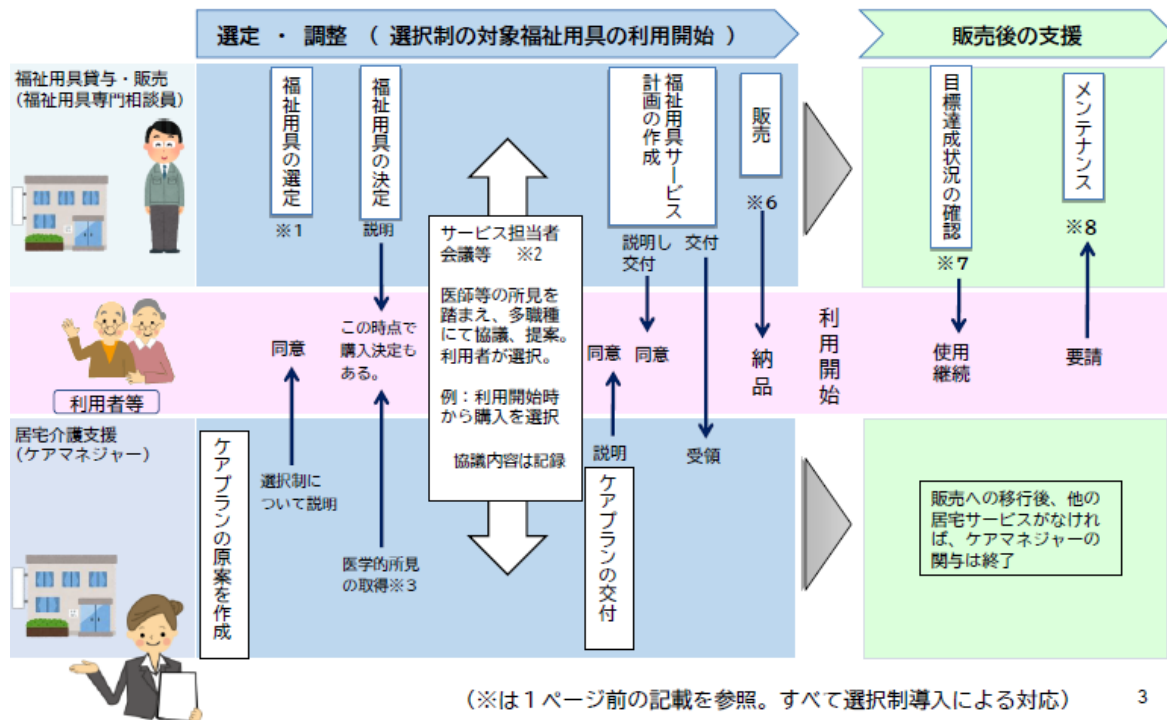
- ・販売後も引き続き、利用者等からの要請等に応じて使用状況を確認し、必要場合は、使用方法の指導、修理等を行うように努める。※8

※8：利用者と事業所の個別契約にて対応

- ⑧ モニタリング結果を踏まえて、対象福祉用具の選択についてケアマネジャーと今後の方針を検討し、②の担当者会議の準備に戻り、⑥貸与の継続か、⑦貸与から販売への移行を検討する。※9

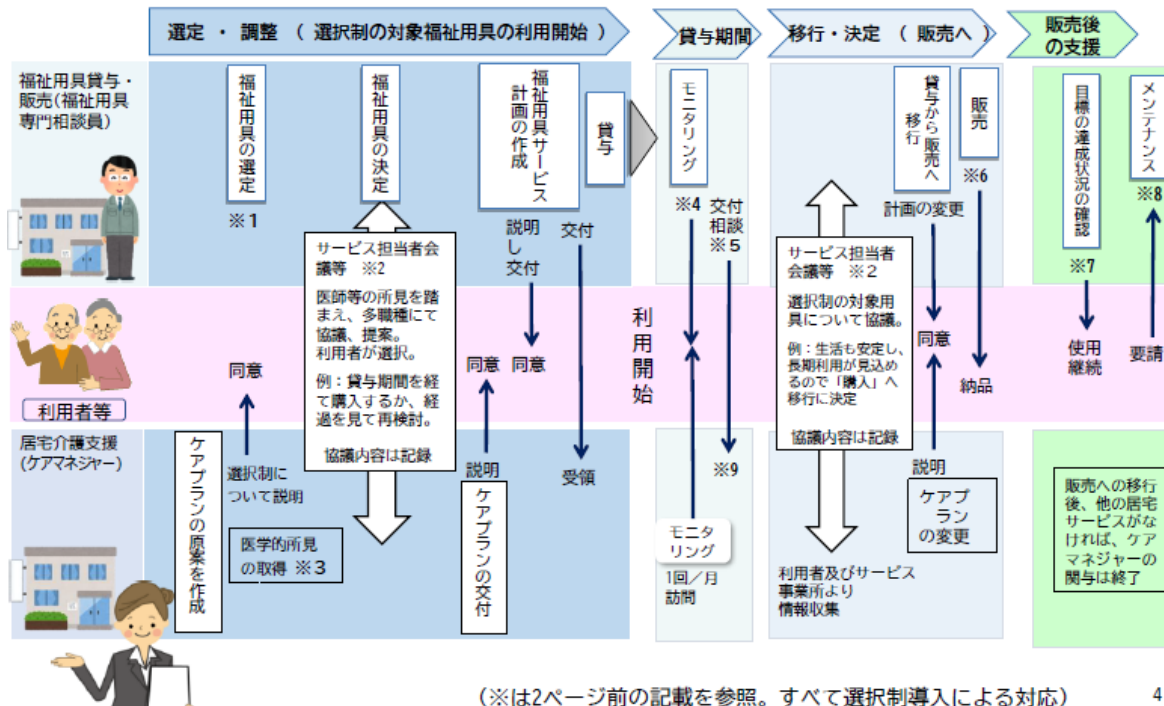
※9：販売への移行を提案する場合においては、医師やリハビリテーション専門職から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえる必要がある。

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制のプロセス（例） （販売を利用）



3

福祉用具貸与と特定福祉用具販売の選択制のプロセス（例） （貸与から販売に移行）



4

8. 福祉用具貸与費の算定及び取扱い

【福祉用具貸与費の単位数の算定】

事業所において、福祉用具貸与を行った場合に、現に福祉用具貸与に要した費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価（一律10.00円）で除して得た単位数（1単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。ただし、1月当たりの平均貸与件数が100件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。

○厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準

（平成30年厚生労働省告示第80号）

【平成30年10月1日施行】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の福祉用具貸与費、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第127号）別表指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防福祉用具貸与費並びに厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの種類及び当該サービスの単位数並びに限度単位数（平成18年厚生労働省告示第165号）別表第一の指定福祉用具貸与イ及び別表第二の指定介護予防福祉用具貸与イの厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準は、福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこととする。

※商品ごとの全国平均貸与価格及び貸与価格の上限については、厚生労働省のホームページに掲載されている（貸与件数が月平均100件未満の商品は除く。）。

○掲載先（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>

本内容は、公益財団法人テクノエイド協会のホームページにも掲載されている。

<<http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml>>

1 高齢者虐待防止措置未実施減算 ※（介護予防）福祉用具貸与のみ

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

※令和9年3月31日までは適用しない

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、指定居宅サービス基準第37条の2に規定する措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算することとなる。具体的には、**高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的には開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。**

2 業務継続計画未策定減算 ※（介護予防）福祉用具貸与のみ

所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算

業務継続計画未策定減算については、指定居宅サービス等基準第30条の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。

3 特別地域福祉用具貸与加算 ※（介護予防）福祉用具貸与のみ

搬出入に要する費用は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別には評価しない。

ただし、指定福祉用具貸与事業所が別に厚生労働大臣が定める地域に所在する場合にあっては、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費（当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具の往復の運搬に要する経費及び当該福祉用具の調整等を行う当該指定福祉用具貸与事業者の専門相談員1名の往復の交通費を合算したもの）に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の100分の100に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

4 中山間地域等の小規模事業所加算 ※（介護予防）福祉用具貸与のみ

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域にある小規模事業所の場合にあっては、福祉用具貸与の開始日の属する月に、事業者の通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の2に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の3分の2に相当する額を限度として加算する。なお、当該加算を算定する旨について利用者に事前に説明を行い、同意を得てサービスを行う必要があること。

【厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域とは・・・】

厚生労働大臣が定める地域以外の地域で、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法に指定されている地域。 ※詳細は次頁(中山間地域等一覧表)参照

【小規模事業所とは・・・】

1月当たり実利用者数が15人以下の福祉用具貸与事業所及び1月当たり実利用者数が5人以下の介護予防福祉用具貸与事業所

【実利用者数とは・・・】

前年度（3月を除く）の1月当たりの平均実利用者数をいうものとし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、または再開した事業所を含む）については、直近の3月における1月当たりの平均実利用者数を用いるものとする。したがって、新たに事業を開始し、または再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。平均実利用者数については、毎月ごとに記録するものとし、所定の人数を上回った場合については、直ちに変更の届出を提出しなければならない。

5 中山間地域等提供加算 ※（介護予防）福祉用具貸与のみ

厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域に居住する利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて福祉用具貸与を行う場合は、福祉用具貸与の開始日の属する月に、事業者の通常の事業の実施地域において福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の3分の1に相当する額を事業所の所在地に適用される1単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに福祉用具貸与に係る福祉用具貸与等費の3分の1に相当する額を限度として加算する。

【厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域とは・・・】

特定農山村法、離島振興法、奄美群島振興開発特別措置法、豪雪地帯対策特別措置法、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律、山村振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法、半島振興法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律、過疎地域自立促進特別措置法、沖縄振興特別措置法に指定されている地域。

6 サービス種類相互の算定関係

特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費算定を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費を算定している場合は、福祉用具費は算定しない。

7 軽度者に係る福祉用具貸与について

- (1) 軽度者（要介護1、要支援1及び2の者）に係る福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」「車いす付属品」「特殊寝台」「特殊寝台付属品」「床ずれ防止用具」「体位変換器」「認知症老人徘徊感知機器」「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下「対象外種目」という）に対しては、原則として算定できない。しかし、利用者告示第31号のイ（別表1：P.38参照）で定める状態像に該当する者については、軽度者であっても算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア 原則として次の表の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」（平成11年厚生省告示第91号）別表第1の調査票（要介護認定調査）のうち基本調査の直近の結果（以下単に「基本調査の結果」という。）を用い、その要否を判断するものとする。

イ ただし、アの(2)「日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者」及びオの(3)「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することとなる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す頻度（必要に応じて随時）で行うこととする。

ウ また、アにかかわらず、次のi)からiii)までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメ

ントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に利用者告示第31号のイ（別表1：P.37参照）に該当する者（例：パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象）
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに利用者等告示第31号のイに該当するに至ることが確実に見込まれる者（例：がん末期の急速な状態悪化）
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から利用者等告示第31号のイに該当すると判断できる者（例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避）

注 括弧内の状態は、あくまでも i) ～ iii) の状態の者に該当する可能性のあるものを例示したにすぎない。また、逆に括弧内の状態以外の者であっても、i) ～ iii) の状態であると判断される場合もありうる。

（２）基本調査結果による判断の方法

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、別表 1 に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア 当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第 1 の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査票の写し」という。）の内容が確認できる文書を入手することによること。

イ 当該軽度者に担当の指定居宅介護支援事業者がいらない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

(別表 1)

対象外種目	厚生労働大臣が定める者イ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア 車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に歩行が困難な者 (2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	基本調査 1-7 「3. できない」 —
イ 特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に起き上がりが困難な者 (2) 日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-4 「3. できない」 基本調査 1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査 1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者 (1) 意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解のいずれかに支障がある者 (2) 移動において全介助を必要としない者	基本調査 3-1 「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は基本調査 3-2～基本調査 3-7 のいずれか「2. できない」 又は基本調査 3-8～基本調査 4-15 のいずれか「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査 2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト（つり具の部分を除く）	次のいずれかに該当する者 (1) 日常的に立ち上がりが困難な者 (2) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者 (3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	基本調査 1-8 「3. できない」 基本調査 2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 —
カ 自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者 (1) 排便において全介助を必要とする者 (2) 移乗において全介助を必要とする者	基本調査 2-6 「4. 全介助」 基本調査 2-1 「4. 全介助」

9. 福祉用具購入費の算定及び取扱い

1 福祉用具購入費の算定

- (1) 在宅の要介護者等が指定特定福祉用具販売事業者から特定福祉用具を購入したときは、市町村（保険者）が日常生活の自立を助けるために必要と認める場合に限り、居宅介護福祉用具購入費等が支給される。
- (2) 福祉用具購入費の支給は償還払いで、要介護者等の支給申請書の提出により行われる。支給額は実際の購入費の9割、8割又は7割相当額（利用者負担は1割、2割又は3割相当額）となっている。
- (3) 支給限度基準額は、同一年度（4月1日から12ヶ月間）で10万円。
- (4) 同一年度内に一度、福祉用具購入費が支給されると、すでに購入した福祉用具の破損や利用者の介護の必要の程度が著しく高くなった等の特別の事情がない限り、以後の期間に同一種目の特定福祉用具については、福祉用具購入費は支給されない。

2 福祉用具購入費支給申請書の提出

- (1) 福祉用具購入に関しては、利用者が一旦全額を支払い、後に支給申請書を市町村（保険者）に提出することで9割、8割又は7割相当額が支給される。（償還払い）
- (2) 福祉用具購入費支給申請書に記載・添付されるべき事項は以下のとおりである。
 - ア 福祉用具の種目、商品名、製造事業者名、販売事業者名
 - イ 福祉用具の購入にかかった費用、購入年月日
 - ウ 福祉用具を必要とする理由
 - エ 福祉用具の購入に係る領収書
 - オ パンフレット等福祉用具の概要を記載した書面

3 算定上の留意点

- (1) 居宅サービス計画に福祉用具購入が位置づけられている場合、当該計画に福祉用具が必要な理由が記載されるよう、サービス担当者会議等を通じて助言・情報提供等を行う等必要な措置を講じること。
- (2) 居宅サービス計画が作成されていない場合、福祉用具購入費の支給申請に係る福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されていることを確認すること。

10. 届出関係

※様式は全て連合ホームページへ掲載している

1 変更届

事業者は、当該指定に係る事項に変更があったときは、変更後10日以内にその旨を佐賀中部広域連合に届け出る。

【当該指定に係る事項とは・・・】

事業所の名称及び所在地、申請者の名称及び主たる事務所の所在地、代表者・管理者の氏名・生年月日・住所、登記事項証明書又は条例等、事業所の平面図及び設備の概要、利用者の推定数、運営規程、福祉用具の保管・消毒方法及び委託先の状況

2 体制届

事業者は、加算の体制に変更がある場合には、変更月の前月15日までに（あり→なし、該当→非該当への変更の場合は要件を満たさなくなったら速やかに）その旨を佐賀中部広域連合に届け出る。

3 廃止・休止届

事業者は、事業を廃止又は休止するときは、予定の1月前までにその旨を佐賀中部広域連合に届け出る。

4 再開届

事業者は、休止状態から事業を再開するときは、その旨を佐賀中部広域連合へ届け出る。
（人員基準等の確認が必要となるため、早めに相談すること。）

1 1. 過去の指導・監査時の指摘事項

1 介護保険法等

【変更の届出等】

- ・運営規程の営業日に変更があっていたにもかかわらず、変更届の提出がなされていなかった。
- ・利用者の負担割合が平成30年8月より1割、2割又は3割に変更されているが、運営規程の変更がされておらず、中部広域連合に届出をしていなかった。

・指定居宅サービス事業所は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定居宅サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

【根拠法令：介護保険法第75条】

2 人員基準

【福祉用具専門相談員の員数の届出等】

- ・福祉用具専門相談員の常勤換算 2 人以上の基準が満たされていない。

・指定福祉用具貸与（販売）の事業を行う者が当該事業を行う事業所ごとに置くべき福祉用具専門相談員の員数は、常勤換算方法で 2 以上とする。

【根拠法令：平 11 厚生省令第 37 号第 194 条、第 208 条】

3 運営基準

【居宅サービス計画に沿ったサービスの提供】

- ・居宅サービス計画が確認できない者が見受けられる。

・指定福祉用具貸与事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定福祉用具貸与を提供しなければならない。

【根拠法令：平11年厚生省令第37号第13条】

【運営規程】

- ・運営規程に記載されている通常の事業の実施地域について、一部の地域に記載漏れが見受けられる。

・指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

五 通常の事業の実施地域

【根拠法令：平11年厚生省令第37号第200条】

【衛生管理等】

- ・感染症予防や発生時の対応方法等について研修等で職員への周知ができていない。

・感染症蔓延の防止のため、従業員の清潔の保持及び健康状態等について、必要な管理を行うとともに、感染症予防にかかるマニュアルの整備及び研修を実施すること。

【根拠法令：平11年厚生省令第37号第203条第1項】

【事故発生時の対応】

・事故発生時の対応及び事故発生予防等に関する報告体制について研修等で職員への周知ができていない。

・指定福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合に速やかな対応ができるよう、あらかじめ事故発生時の対応を定めておくとともに、マニュアルの整備や研修を実施し、体制の整備を行うこと。
【根拠法令：平11年厚生省令第37号第37条(第205条準用)】

・運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項の掲示がなかった。

・指定福祉用具貸与事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

【根拠法令：平11年厚生省令第37号第204条第1項】

【福祉用具貸与計画の作成】

・福祉用具貸与計画に係る同意が取れていないものがあった。
・福祉用具貸与計画が確認できない者が見受けられる。
・利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境等の記載がなされていない福祉用具貸与計画が見受けられる。

・福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具貸与計画を作成しなければならない。

【根拠法令：平11厚令第37号第199条の2第1項】

・福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

【根拠法令：平11厚令第37号第199条の2第3項】

【特定福祉用具販売計画の作成】

・特定福祉用具販売計画が確認できない者が見受けられる。・福祉用具貸与計画が確認できない者が見受けられる。

・福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、指定福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した福祉用具販売計画を作成しなければならない。【根拠法令：平11厚令第37号第214条の2第1項】

4 介護報酬

【軽度者に係る福祉用具貸与】

・軽度者が原則として算定できない福祉用具貸与において、直近の認定調査の基本チェックリスト、主治医意見書、サービス担当者会議の記録または理由書等の必要書類の整備が不十分な事例がある。

・軽度者に対して車いす等の貸与の提供を行う場合は、認定調査の基本調査票に基づき、95号告示第三十一号のイで定める状態像に該当することを確認し、または医師の医学的所見等に基づき、利用者が所定の状態像であることを確認し、それらの記録を整備すること。

【根拠法令：平12老企第36号第2の9(2)】

(資料) 福祉用具貸与の種目 (平成11年厚生省告示第93号)

名称	機能・構造
1 車いす	自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。
2 車いす付属品	クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。
3 特殊寝台	サイドレールが取り付けであるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの 一 背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能 二 床板の高さが無段階に調整できる機能
4 特殊寝台付属品	マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。
5 床ずれ防止用具	次のいずれかに該当するものに限る。 一 送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット 二 水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット
6 体位変換器	空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。
7 手すり	取付けに際し工事を伴わないものに限る。
8 スロープ★	段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。
9 歩行器★	歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。 一 車輪を有するものにあつては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの 二 四脚を有するものにあつては、上肢で保持して移動させることが可能なもの
10 歩行補助つえ★	松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットフォームクラッチ及び多点杖に限る。
11 認知症老人徘徊感知機器	介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの
12 移動用リフト(つり具の部分を除く)	床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの(取付けに住宅の改修を伴うものを除く。)
13 自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿と便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行うものが容易に使用できるもの(交換部品(レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。)を除く。)

★は令和6年4月から、購入(販売)との選択制が一部導入された種目

(資料) 特定福祉用具の種目 (平成 11 年厚生省告示第 94 号)

名称	機能・構造
1 腰掛便座	次のいずれかに該当するものに限る。 - 一 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの - 二 洋式便器の上に置いて高さを補うもの - 三 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの - 四 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み、居室において利用可能であるものに限る。） ※ 設置に要する費用については従来通り、法に基づく保険給付の対象とならないものである。
2 自動排泄処理装置の交換可能部品	自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。 専用ベッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シート等の関連製品は除かれる。
3 排泄予測支援機器	利用者が常時装着した上で、膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、一定の量に達したと推定された際に、排尿の機会を居宅要介護者等又はその介護を行う者に自動で通知するもの。 専用ジェル等装着の都度、消費するもの及び専用シート等の関連製品は除かれる。
4 入浴補助用具	座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。 - 一 入浴用いす - 二 浴槽用手すり - 三 浴槽内いす - 四 入浴台 浴槽の縁にかけて利用する台であって、浴槽への出入りのためのもの - 五 浴室内すのこ - 六 浴槽内すのこ - 七 入浴用介助ベルト
5 簡易浴槽	空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの
6 移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの
7 スロープ★	主に敷居等の小さい段差の解消に使用し、頻繁な持ち運びを要しないもの（便宜上設置や撤去、持ち運びができる可搬型のものを除く）
8 歩行器★	四脚を有し、上肢で保持して移動させることが可能なもの。脚部が全て杖先ゴム等の形状となる固定式または交互式歩行器をいい、車輪・キャスターが付いている歩行車は除く
9 歩行補助つえ★	カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットフォームクラッチ及び多点杖に限る（松葉づえは除く）

令和6年度介護報酬改定に関するQ & A

○ 貸与と販売の選択制における令和6年4月1日（以下「施行日」という）以前の利用者について（Vol. 1）

問 99

厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年厚生省告示第94号）第7項～第9項にそれぞれ掲げる「スロープ」「歩行器」「歩行補助つえ」（以下、「選択制の対象福祉用具」という）を施行日以前より貸与している利用者は、施行日以後に特定福祉用具販売を選択することができるのか。

（答）

貴見のとおりである。なお、利用者が販売を希望する場合は福祉用具貸与事業者、特定福祉用具販売事業者、居宅介護支援事業者において適切に連携すること。

問 100

施行日以降より選択制の対象福祉用具の貸与を開始した利用者へのモニタリング時期はいつになるのか。

（答）

施行日以後に貸与を開始した利用者に対しては、利用開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを実施することとしているが、施行日以前の利用者に対しては、利用者ごとに適時適切に実施すること。

○ 貸与と販売の提案に係る利用者の選択に資する情報提供について（Vol. 1）

問 101

福祉用具専門相談員又は介護支援専門員が提供する利用者の選択に当たって必要な情報とはどういったものが考えられるか。

（答）

利用者の選択に当たって必要な情報としては、
・ 利用者の身体状況の変化の見通しに関する医師やリハビリテーション専門職等から聴取した意見

・ サービス担当学会等における多職種による協議の結果を踏まえた生活環境等の変化や福祉用具の利用期間に関する見通し

- ・ 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・ 長期利用が見込まれる場合は販売の方が利用者負担額を抑えられること
- ・ 短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・ 国が示している福祉用具の平均的な利用月数（※）等が考えられる。

※ 選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数（出典：介護保険総合データベース）

- ・ 固定用スロープ：13.2ヶ月
- ・ 歩行器：11.0ヶ月
- ・ 単点杖：14.6ヶ月
- ・ 多点杖：14.3ヶ月

○ 担当する介護支援専門員がいない利用者について（Vol. 1）

問 102

担当する介護支援専門員がいない利用者から福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所に選択制の対象福祉用具の利用について相談があった場合、どのような対応が考えられるのか。

（答）

相談を受けた福祉用具貸与事業所又は特定福祉用具販売事業所は、当該福祉用具は貸与と販売を選択できることを利用者に説明した上で、利用者の選択に必要な情報を収集するために、地域包括支援センター等と連携を図り対応することなどが考えられる。

○ 貸与と販売の選択に係る情報提供の記録方法について（Vol. 1）

問 103

福祉用具専門相談員は、利用者に貸与と販売の選択に資する適切な情報を提供したという事実を何に記録すればよいのか。

（答）

福祉用具貸与・販売計画又はモニタリングシート等に記録することが考えられる。

○ 選択制の対象福祉用具の販売後の取り扱いについて (Vol. 1)

問 104

選択制の対象種目の販売後のメンテナンス等に係る費用は利用者が負担するのか。

(答)

販売後のメンテナンス等にかかる費用の取扱いについては、利用者と事業所の個別契約に基づき、決定されるものと考えている。

○ スロープの給付に係るサービス区分に係る判断基準について (Vol. 1)

問 105

スロープは、どのような基準に基づいて「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「住宅改修」に区別し給付すればよいのか。

(答)

取り付けに際し、工事を伴う場合は住宅改修とし、工事を伴わない場合は福祉用具貸与 又は特定福祉用具販売とする。

○ 選択制の対象となる福祉用具の購入後の対応について (Vol. 5)

問 5

選択制の対象となる福祉用具を購入したのちに、修理不能の故障などにより新たに必要となった場合、特定福祉用具販売だけでなく福祉用具貸与を選択することは可能か。また、販売後に身体状況の変化等により、同じ種目の他の福祉用具を貸与 することは可能か。

(答)

いずれも可能である。なお、福祉用具の販売または貸与のいずれかを提案するに当たっては、利用者の身体状況等を踏まえ、十分に検討し判断すること。

○ 医学的所見の取得について (Vol. 5)

問 6

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のリハビリテーション専門職から医学的な所見を取得しようとする場合、利用者を担当している福祉用具貸与事業所にリハビリテーション専門職が所属していれば、その職員から医学的所見を取得することは可能か。また、利用者を担当している福祉用具専門相談員が、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の資格を所持している場合は、当該福祉用具専門相談員の所見を持って医学的所見とすることは可能か。

(答)

選択制の提案に必要な医学的所見の取得に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、利用者の過去の病歴や身体状況等を把握している専門職から聴取することを想定しており、例えば、質問で挙げられている職員が、医師と連携のもと利用者の入院期間中にリハビリテーションを担当している場合や、利用者に訪問リハビリテーションも提供している場合等であれば可能である。

問 7

選択制の検討・提案に当たって医学的所見の取得に当たり、所見の取得方法や様式の指定はあるのか。

(答)

聴取の方法や様式に特段の定めはない。

問 8

一度貸与を選択した利用者に対して、一定期間経過後に、再度貸与の継続または販売への移行を提案する場合において、改めて医師やリハビリテーション専門職から医学的所見を取得する必要があるのか。

(答)

販売への移行を提案する場合においては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士のいずれかから聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえる必要がある。貸与の継続に当たっては、必要に応じて聴取等をするものとして差し支えない。

○ 選択制の対象の販売品について (Vol. 5)

問 9

選択制対象福祉用具に関しての中古品の販売は可能か。

(答)

今般の選択制の導入以前から特定福祉用具販売の対象になっている福祉用具は、再利用に心理的抵抗感が伴うものや、使用により形態・品質が変化するものであり、基本的には中古品の

販売は想定していない。また、選択制の導入に伴い、「固定用スロープ」「歩行器」「単点杖」「多点杖」が新たに特定福祉用具販売の対象となったが、これらについても原則として新品の販売を想定している。これは、福祉用具貸与では中古品の貸出しも行われているところ、福祉用具貸与事業所によって定期的なメンテナンス等が実施され、過去の利用者の使用に係る劣化等の影響についても必要に応じて対応が行われる一方で、特定福祉用具販売では、販売後の定期的なメンテナンスが義務付けられていないこと等を踏まえたものである。

問 10

選択制の対象である福祉用具を貸与から販売に切り替える際、既に当該福祉用具の販売が終了していて新品を入手することが困難な場合は、同等品の新品を販売することで代えることは可能か。

(答)

利用者等に説明を行い、同意を得れば可能である。

○ モニタリングの実施時期について (Vol. 5)

問 3

福祉用具貸与計画の実施状況の把握(モニタリング)を行う時期を記載することとされたが、計画に記載する事項として、モニタリングの実施を予定する年・月に加え、日付を記載する必要があるのか。

(答)

福祉用具貸与計画における次回のモニタリング実施時期については、例えば「何年何月頃」や「何月上旬」等の記載を想定しており、必ずしも確定的な日付を記載する必要はない。一方で、利用者の身体状況やADLに著しい変化が見込まれる場合等、利用者の状況に応じて特定の日に実施する必要があると判断されるときは日付を記載することも考えられる。

問 4

福祉用具貸与計画に記載する実施状況の把握(モニタリング)の実施時期は、どのように検討すればよいのか。

(答)

利用者の希望や置かれている環境、疾病、身体状況及びADLの変化等は個人により異なるものであるから、モニタリングの実施時期は利用者ごとに検討する必要がある。

○ 管理者の責務 (Vol. 1)

問 184 管理者に求められる具体的な役割は何か。

(答)

・「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」(平成 11 年 9 月 17 日付老企第 25 号)等の解釈通知においては、管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、現場で発生する事象を最前線で把握しながら、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこととしている。具体的には、「介護事業所・施設の管理者向けガイドライン」等を参考にされたい。《参考》・「介護事業所・施設の管理者向けガイドライン」(抄) (令和元年度老人保健健康増進等事業「介護事業所・施設における管理者業務のあり方とサービス提供マネジメントに関する調査研究」(一般社団法人シルバーサービス振興会))

○ 高齢者虐待防止措置未実施減算について (Vol. 1)

問 167

高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置(委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと)がなされていなければ減算の適用となるのか。

(答)

減算の適用となる。なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

問 168

運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事実が生じた月」となる。

問 169

高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていない事実が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事実が生じた月から三月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行うことはできないのか。

（答）

改善計画の提出の有無に関わらず、事実が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事実が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

○虐待防止委員会及び研修について（Vol.1）

問 170

居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業員が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

（答）

・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべき。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。

・例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。

・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

・なお、委員会や研修を合同で開催する場合は、参加した各事業所の従事者と実施したことの内容等が記録で確認できるようにしておくことに留意すること。

・また、小規模事業所等における委員会組織の設置と運営や、指針の策定、研修の企画と運営に関しては、以下の資料の参考例（※）を参考にされたい。

（※）社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター「施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備-令和3年度基準省令改正等に伴う体制整備の基本と参考例」令和3年度老人保健健康増進等事業、令和4年3月。

○業務継続計画未策定減算について（Vol.1）

問 164 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

（答）

・感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

・なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

問 166

行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

（答）

・業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。

・例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。

・また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

○ 特定福祉用具販売種目の再支給等について (Vol. 1)

問 98	特定福祉用具販売の種目は、どのような場合に再支給又は複数個支給できるのか。
------	---------------------------------------

(答)

居宅介護福祉用具購入費の支給が必要と認める場合については、介護保険法施行規則第 70 条第 2 項において「当該既に購入した特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具が破 損した場合、当該居宅要介護被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合その 他特別の事情がある場合であって、市町村が当該申請に係る居宅介護福祉用具購入費の 支給が必要と認めるときは、この限りでない。」とされており、「その他特別な事情」とは、利用者の身体状況や生活環境等から必要と認められる場合の再支給のほか、ロフトランドクラッチやスロープのような種目の性質等から複数個の利用が想定される場合も含 まれる。